

令和 6 年度

部 活 動 振 興 会 総 会 (案)

令和 6 年 4 月 2 5 日 (木)
書面決議

議事資料

- (1) 令和 5 年度庶務報告
- (2) 令和 5 年度会計監査報告
- (3) 令和 5 年度決算報告
- (4) 令和 6 年度予算 (案)
- (5) 令和 6 年度事業計画 (案)

会長あいさつ

部活動振興会 会長 立田 宏将

若葉の候、皆さまにおかれましても、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、ゴールデンウィークも近づき、各部活動の春季大会も開催される時期となりました。これまで同様、部活動振興会という名称ではありますが、生徒の健全育成のために、教育活動全般に対して支援する方向で今年度も取り組んで参ります。保護者様からの御支援のほか、部活動振興会理事である、各町会長・役員の皆様からも賛助費をいただいております、感謝申し上げます。

最後に、甲田中学校のますますの活躍を祈念してあいさつとします。

令和 5 年度庶務報告

4 月 8 日 (土) 臨時役員会

4 月 27 日 (木) 書面審議
賛成 318
反対 2

6 月 17 日 (金) 市中体連夏季大会壮行式
6 月学校だよりにて結果報告

7 月 8 日 (土) 部活動振興会懇親会開催

9 月 16 日 (金) 市中体連秋季大会壮行式
9 月学校だよりにて結果報告

令和 6 年 3 月 16 日 (土) 会計監査・理事会

令和 5 年度 特別活動費の内訳

- ・部活動小屋の修理
- ・ソフトテニスポータブルネット
- ・野球投球時防球ネット
- ・ソフトボールポータブルピッチングマシーン
- ・応援団 T シャツ
- ・トレーニングマシーン
- ・中体連夏季大会柔道競技女子団体優勝ペナント
- ・各種大会優勝カップ用ペナント

令和5年度 甲田中学校部活動振興会決算書

1 総括

(単位 円)

収入総額	3,529,429	支出総額	2,523,659	残額(次年度繰越)	1,005,770
------	-----------	------	-----------	-----------	-----------

2 収入の部

項目	今年度予算	今年度決算	増減(△)	摘要
繰越金	1,436,775	1,436,775	0	前年度繰越
会費	1,805,000	1,800,000	△ 5,000	5,000円×360人
賛助費	300,000	280,000	△ 20,000	23町会 5個人
雑収入	0	12,654	12,654	防犯弁論補助 東北中体連補助
合計	3,541,775	3,529,429	△ 12,346	

3 支出の部

項目	今年度予算	今年度決算	増減(△)	摘要
文化部活動費	100,000	132,609	32,609	市中学校文化連盟費
運動部活動費	900,000	872,254	△ 27,746	各大会参加費、団体登録費
小計	1,000,000	1,004,863	4,863	
遠征費	800,000	717,560	△ 82,440	県大会以上の大会参加費 バス借上げ・県大会以上交通費補助
特別活動費	800,000	512,694	△ 287,306	ペナント 防球ネットトレーニングマシーン
負担金	250,000	211,200	△ 38,800	中体連負担金
小計	1,850,000	1,441,454	△ 408,546	
事務費	20,000	12,342	△ 7,658	切手、はがき等
印刷費	5,000	7,986	2,986	コピー用紙
会議費	5,000	2,014	△ 2,986	ペットボトル茶
小計	30,000	22,342	△ 7,658	
周年記念事業協賛金	50,000	50,000	0	周年記念通帳へ
予備費	611,775	5,000	△ 606,775	香典
合計	3,541,775	2,523,659	△ 1,018,116	

令和5年度 会計監査報告書

- 1 日 時 令和6年3月16日(土) 10:30～
- 2 場 所 甲田中学校 会議室
- 3 監 査 人 大柳 慶一 加川 史
- 4 立 会 人 会長 立田 宏将 事務局 木村 文俊
- 5 所 見 令和5年度甲田中学校部活動振興会の会計収支について、出納簿、領収書綴り、預金通帳を監査した結果、適性に執行されていることを認めます。

令和6年3月16日

監事

大柳 慶一 

監事

加川 史 

監事

令和 6 年度事業計画（案）

令和 6 年	4 月 6 日（土）	役員会（緊急事項に関する審議・処理）
	4 月 25 日（木）	総会（書面審議）
	6 月 14 日（金）	東青中体連夏季大会壮行式（激励）
	9 月 13 日（金）	東青中体連秋季大会壮行式（激励）
令和 7 年	3 月中旬	会計監査・理事会

令和 6 年度特別活動費の内訳（案）

- ・ユニフォーム購入助成
 - バレーボール
 - バスケット男子
 - バスケット女子
 - ＊団体種目ユニフォーム購入ローテーション
野球→バレー→バスケ男子→バスケ女子→ソフトボール→卓球
- ・各種講演運営費
 - 支出すべき品目・内容を広げ、全ての生徒へ還元する方向で予算執行を考える。

令和6年度 甲田中学校部活動振興会予算（案）

1 収入の部

項 目	前年度予算	前年度決算	今年度予算	増減（△）	摘要
繰 越 金	1,436,775	1,436,775	1,005,770	△ 431,005	前年度繰越
会 費	1,805,000	1,800,000	1,705,000	△ 100,000	5,000円×341人 新年度確定
賛 助 費	300,000	280,000	300,000	0	町会、役員
雑 収 入	0	12,654	0	0	防犯弁論参加補助 東北中体連参加補助
合 計	3,541,775	3,529,429	3,010,770	△ 531,005	

2 支出の部

項 目	前年度予算	前年度決算	今年度予算	増減（△）	摘要
文化部活動費	100,000	132,609	130,000	30,000	市中学校文化連盟負担金
運動部活動費	900,000	872,254	870,000	△ 30,000	各大会参加費、団体登録費、振込手数料
小 計	1,000,000	1,004,863	1,000,000	0	
遠 征 費	800,000	717,560	1,200,000	400,000	県大会以上の大会参加費・輸送費補助等 全国大会等補助
特別活動費	800,000	512,694	500,000	△ 300,000	ユニフォーム ペナント 活動にかかる費用 等
負 担 金	250,000	211,200	210,000	△ 40,000	中体連負担金 等
小 計	1,850,000	1,441,454	1,910,000	60,000	
事 務 費	20,000	12,342	15,000	△ 5,000	切手、郵送等
印 刷 費	5,000	7,986	8,000	3,000	印刷用紙費
会 議 費	5,000	2,014	2,000	△ 3,000	会議用茶等
小 計	30,000	22,342	25,000	△ 5,000	
周年記念事業協賛金	50,000	50,000	50,000	0	毎年50,000円積立
予 備 費	611,775	5,000	25,770	△ 586,005	慶弔費
合 計	3,541,775	2,523,659	3,010,770	△ 531,005	

青森市立甲田中学校部活動振興会会則

- 第 一条 本会は青森市立甲田中学校部活動振興会といい、事務局を学校におく。
- 第 二条 本校生徒の保護者ならびに本会主旨に賛同する一般賛同者で組織する。
- 第 三条 本会は本校生徒の部活動等の振興を図ることを目的とする。
- 第 四条 本会は次のことを行う。
- 1 生徒の部活動奨励と援助
 - 2 その他必要なことがら
- 第 五条 本会には次の役員をおく。
- (一) 1 会長 一名 2 副会長 三名 3 理事 若干名
4 会計庶務 若干名 5 監事 三名以内
- (二) 任期は二年とする。但し、再任は妨げない。また、欠員が生じた場合は補充する。(但し、残任期間とする)
- 第 六条 会長・副会長・監事は総会で選出し、理事・会計庶務は会長が委嘱する。
- 第 七条 本会には次の特別職をおくことができる。
- 1 参与 (甲田中学校長)
 - 2 特別顧問 (本会会長を退任された方)
 - 3 顧問 (歴代PTA会長)
 - 4 相談役 (本会に貢献された方)
- 第 八条 会長は本会の会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- 第 九条 副会長は、会長を補佐し、会長事故のあるときはその代理をする。
- 第 十条 監事は会計監査を行い、庶務会計は事務及び会計経理を行う。
- 第 十一条 会議は総会及び理事会とする。
- 第 十二条 総会は毎年年度始めに開き、次の事項を決める。
- 1 庶務会計
 - 2 決算承認
 - 3 会則の審議
 - 4 役員の改選
 - 5 予算の決議
 - 6 その他
- 第十三条 臨時総会は、会長が理事会において必要を認めた時に招集する。
- 第十四条 理事会は必要に応じて開き、次の事項を審議する。
- 1 総会より委任された事項
 - 2 予算決算の審議
 - 3 その他
- 第十五条 総会及び理事会の議事は、出席人員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長がこれを決める。
- 第十六条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
会費は5,000円とする。
- 第十七条 本会の会計年度は、毎月四月に始まり翌年三月に終わる。
- 第十八条 本会の会費修正は、総会において出席人員の三分の二以上の同意を要する。
- 第十九条 この会則は昭和五十九年四月十七日より施行する。

付記

平成	十年四月	十五日	一部修正
平成	十一年四月	十五日	一部修正
平成	十二年四月	二十五日	一部修正
平成	二十二年四月	二十七日	一部修正
令和	五年四月	二十七日	一部修正